

オーストラリアの州税制

米 原 淳七郎

1 は じ め に

1991年7月31日より8月17日まで、遠山嘉博教授を主査とする「1990年代における日豪経済関係」の調査（文部省の海外学術研究調査）で、オーストラリアを訪問する機会を与えていただいた。筆者は、その機会に、上記研究のメインテーマとしての「日豪租税制度の比較」のほかにオーストラリアの州税制についても若干の調査を行った。以下はその研究成果の一部である。

ここにしめされている内容は、

Australian Bureau of statistics, *TAXATION REVENUE AUSTRALIA* 1989～90.

The NSW Treasury, *NSW TAX REFERENCE FOLDER*.

The NSW Treasury, *INTERSTATE COMPARISON OF TAXES AND CHARGES* 1990-91.

Cliff Walsh (ed.), *ISSUES IN STATE TAXATION*, ANU Press, 1990.

を主たる参考資料としてまとめたオーストラリアの州税制の概要である。

2 オーストラリアの税制

まずオーストラリアの税制の中で、国税、州税、地方税（郡や市町の税）がどのような構成になっているのかみることにしよう。次の表1に示めされているように、オーストラリアでは、国税が全税収の約80%を占め、州税の全税収に対する割合は16～18%である。

また地方税の税収は、全体の約4%にしかすぎない。

わが国における、国税、道府県税、および市町村税の構成比は、平成元年度（1989～90）において、64.2%、16.6%、19.2%であるから、オーストラリアの州税の構成比は、日本の道府県税の構成比とあまり違わない。オーストラリアの税制と日本の税制とのちがいは、オーストラリアでは国税収入の構成比が日本より大きく、その分市町村税の構成比が日本より小さい、という点にある。

次に、国税、州税および地方税の税目別構造をみることにする。これは表2に示めされている。オーストラリアの税制の一つの特徴は、国、州および地方の間で税源の分離が明確に行われており、税源の重複がほとんどない、ということである。すなわち、個人・法人に対する所得税は、もっぱら国が徴収する税となっており、わが国の住民税や事業税のような所得を課税ベースとする税はオーストラリアの州や地方にはない。

表1 オーストラリアの税収

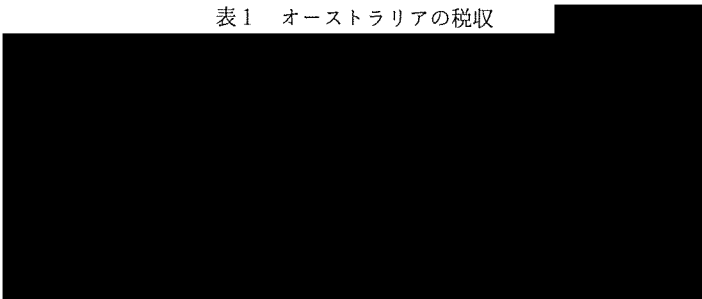
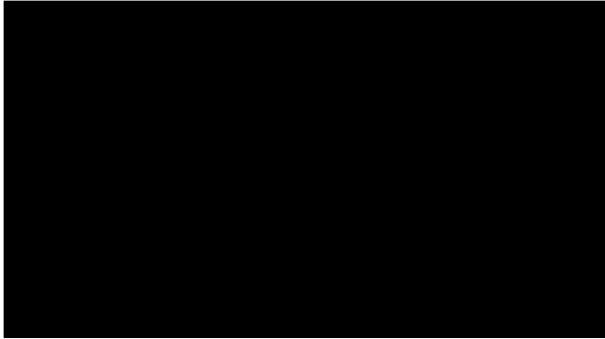


表2 税目別税収の状況（1989～90）



この表では、国と州の双方が給与税を徴収するようにしめされているが、その内容は全然ちがうものである。すなわち、国が徴収しているのは、現物給与税（Fringe Benefit Tax）といって、低家賃の社宅を提供したり従業員に会社の自動車を私的目的に使用することを認めている会社、その金額を課税標準として課税している税である。これに対して州が徴収しているのは、会社等雇主に対して、給与支払額を課税標準として課税する給与税（Payroll tax）である。

財・サービスに対する税も、この表では国と州の双方によって徴収されていることがしめされている。しかしこれも、実質的にはちがう税で重複はない。すなわち国が徴収しているのは、卸売段階における一般売上税と、石油、ガソリン、を含む各種商品に対する物品税が中心であるのに対して、州が課税しているのは、宝くじ、ポーカー・マシーン、馬券等に対するギャンブル税と、各種保険サービスに対する税である。オーストラリアでは、州政府は、商品に対するいわゆる間接税を課税することは、憲法によって禁じられている。

もっとも、州政府が課税しているフランチャイズ税は、一種の間接税とみなすことができる。フランチャイズ税は、税の性格から云うと、営業免

オーストラリアの州税制

許税といったものであるが、課税客体は、前期の売上額と定められている。現在フランチャイズ税は、酒、タバコ、ガソリンの販売業者に対して課税されている。

資産税については、州と地方との間に若干の税源重複がある。というのは、地方が、レイトと呼ばれる土地・建物に対する税でその税収の全部を徴収しているのに加えて、州も、土地税を課しているからである。もっとも土地税は、課税最低限が高く定められているので、実際にこれが課税されるのは、広大な工場敷地や、都心の商業ビルやオフィスビルの敷地である。住宅の敷地に土地税が課税される例は、豪邸をのぞいてまずないとみてよい。もっとも、州が徴収する資産税収の大部分は、不動産の買売、不動産の賃貸借、各種金融資産の取引に際して支払われる印紙税によるものである。

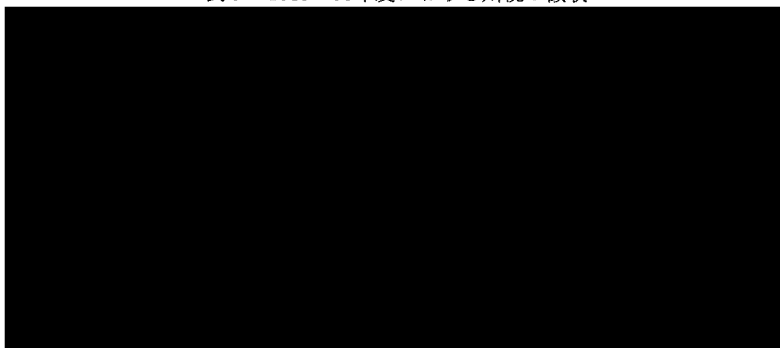
こうしておおまかに云って、オーストラリアでは、国は、個人と法人に対する所得税と各種商品に対する間接税で税収をあげ、州は、給与税、土地税、ギャンブル税、印紙税およびフランチャイズ税によって税収をあげ、そして地方は、レイトによって税収をあげている、と考えてよい。

3 各州の税収比較

現在オーストラリアには、6つの州と2つの準州がある。つぎにこれら8州の間で税収を比較することにしよう。これは次の表3に示めされている。

この表からあきらかなように、州税の徴収額が大きいのは、NSW (New South Wales) と Victoria であり、前者は州税全体の 39.1% を、また後者は 27.1% を徴収している。したがってこの2州で、全州税の3分の2を徴収していることになる。この2州の税収が大きいのは、この2州が人口も多く1人あたり税収も大きいからである。もっとも、州間の人口1

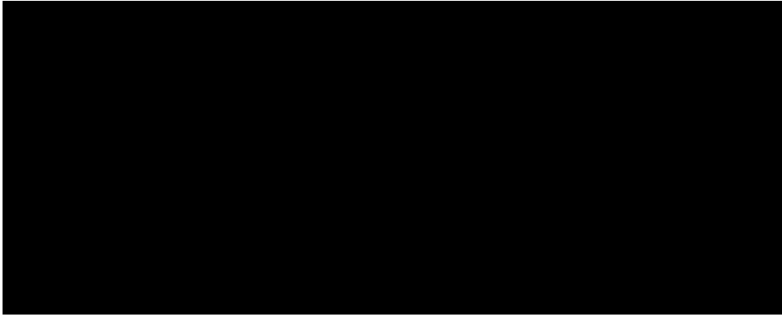
表 3 1989～90年度における州税の徴収



人あたり税収額の格差は、日本における道府県間におけるほど大きくはない。最高の NSW の 1,354 ドルは最低の N. Territory (Northern Territory) の 914 ドルの 1.5 倍にしかすぎない。日本では平成元年度において、人口 1 人あたりの道府県税の最高値は、東京都の 261,723 円であり、また最低値は沖縄県の 53,029 円である。したがって両者の間には 4.9 倍という大きな格差がある。

オーストラリアで人口 1 人あたり税収格差が小さい理由としては、人口 1 人あたり所得が州間であまりちがわないことをあげることができる。州内総生産のタームでみて、最高値は N. Territory の 25,789 ドルであり、最低値は Tasmania の 18,100 ドルである。したがって両者の間には、1.4 倍の差しかない。これに対し日本では、1987 年の人口 1 人あたり県内総生産の最高値は東京都の 532 万 1 千円であり、また最低値は沖縄県の 192 万 6 千円である。したがって両者の間には、2.8 倍という差がある。この他にも、オーストラリアの州間で 1 人あたり税収額の差が小さい理由としては、先にみたように、所得に対する税が課税されていないということ、さらには、オーストラリアでは税率等税制の仕組が州毎に違っているということが考えられる。オーストラリアでは、先にもみたように、1 人あた

表4 1989～90年度における1人あたりの州税の比較



り税収がもっとも少ない N. Territory は、1人あたり州内総生産が一番大きい州である。このため、N. Territory では、州税の州内総生産に対する比率は3.5%と他州に比較して非常に低くなっている。

表4には、給与税、印紙税、ギャンブル税およびフランチャイズ税の人口1人あたり額がしめされている。

給与税は、Queensland をのぞくすべての州で一番大きな税収をあげており、特に、NSW と Victoria で大きな税収をあげている。給与税が NSW と Victoria の二州で大きな税収をあげている理由としては、税率が高いという理由（1千万ドルの給与支払に対する実効税率は、Tasmania で7%と一番高く、これに続いて Victoria 6.97%、NSW 6.65%が高い。他方 Queensland は5%と一番低い）の他に、この2州では給与税が課税される企業（この税の課税最低限は、NSW で50万ドル、Victoria で41万ドルである）の数が多く、という理由があると考えられる。

印紙税も、NSW と Victoria の2州で他に比較して大きな税収をあげている。この理由も賃金税の場合とほぼ同じであり、税率が高いという理由（1千万ドルの資産の購入に対する実効税率は、Victoria で5.5%と一番高く、これについて、NSW と ACT (Australian Capital Territory) で5.36%と高い。また一番低いのは、Queensland の3.72%である）と、課税客体（動産、不動産お

よび金融資産の売買や貸借)が多いという理由によるものと考えられる。

ギャンブル税は、競馬の馬券に対する税、私設馬券屋に対する税、ポーカーマシーンに対する税、カジノに対する税等の総称である。この税も、NSW と Victoria で他の州より大きな税収を生み出している。この理由はこの2州で課税対象が多いという点に求められる。また、フランチャイズ税は、N. Territory と Tasmania で大きな税収を生み出している。これも、人口1人あたりの課税客体(酒、タバコ、ガソリンの売上げ)が、この2州で多いという理由によるものと推定される。なお、Queensland 州では、ガソリンの販売に対するフランチャイズ税は課税されていない。

4 給 与 税

州税の中でもっとも大きな税収をあげる給与税について、その概略をみることにしよう。給与税は、連邦・州・地方政府、国際機関、外国公館、慈善団体、宗教団体には課税されない。しかし民間企業を中心にして、それ以外の雇用者の大半が課税されている。

大半というのは、次のような免税点が定められており、中小企業が免税になっているからである。

NSW…… 50 万ドル,	Victoria…… 41 万ドル
Queensland…… 50 万ドル,	W. Australia…… 50 万ドル
S. Australia…… 41 万 4 千ドル,	Tasmania…… 50 万ドル
ACT…… 50 万ドル,	N. Territory…… 50 万ドル

この課税最低限の他にも、州によっていくつかの減免措置が設けられている。中でも広く採用されているのは、未熟練労働者に対する給与支払を免税とするという制度である。たとえば Victoria と Queensland では、これまで就労経験がない新人をあらたに採用した場合、彼の給与に関する給与税は、1年間に限り、雇用者の申告にもとづいて払い戻される。また

W. Australia では、就労経験のない新人に対する給与支払は、はじめから課税対象からのぞかれている。同様に N. Territory でも、産業訓練委員会 (Industry Training Commission) に登録されている見習工を雇った場合、彼に対する給与支払は、給与税を免除されることになっている。

このほか、NSW では、田舎に事業所を新設したときは、当初しばらくの間、給与税を減免するという制度が設けられている。また Victoria では、輸出振興を目的とした、Export Incentive Rebates 制度が設けられている。これは、基準年の輸出額を上回って輸出を伸ばした企業に対して、5 万ドルを上限として、給与税を減額しようという制度である。

給与税の課税対象となる給与をどう定義するかは、実務上はかなり面倒なことである。まぎらわしい例を、以下いくつか述べることにする。

まず給与税は、労働の対価としての給与に課される税と考えられている。したがって、たとえば有名人が顧問や会長といった名誉職について給与を貰っても、それは単なる名儀料であると解釈され、課税対象からはずされる。

もっとも妻や子供に対する扶養手当は、労働の対価とはみなしがたいが、すべての州で課税対象に入れられている。他方、通勤手当や出張手当は、それが常識的な金額であるかぎり課税対象からはずされている。

またオーストラリアでは、1986 年 7 月 1 日から実物給与税 (Fringe Benefit Tax) が国税として導入されたが、この税の課税対象となる実物給与は、原則として給与税の課税対象に入れられている。たとえば、会社が所有する乗用車を従業員が個人的な目的のために利用した場合、その価値 (コストとして計算される) は給与税の課税対象となる。また、会社が従業員に対して社宅を安く提供したり、また住宅建設資金を低利で融資した場合、その安い部分は一種の給与とみなされ、給与税の課税対象に含められることになっている。

5 印 紙 税

州政府が課税する印紙税には、不動産の取引に対する印紙税、株式の売買に対する印紙税、自動車の取引に対する印紙税、金融取引に対する印紙税等多くの種類がある。

不動産取引に対する印紙税は、不動産の取引者に対して、その価格を課税ベースとして課税される。ただし夫婦間における不動産の移動、および相続による不動産の移動については、印紙税は免除される。NSW における不動産取引に対する税率は次のように定められている。

不動産価格（ドル）	税率（％）
0～ 14,000	1.25
14,001～ 30,000	1.5
30,001～ 80,000	1.75
80,001～ 300,000	3.5
300,001～1,000,000	4.5
1,000,001以上	5.5

したがって、11 万ドルの不動産を取得した人は、

$$(14,000 \times 0.0125) + [(30,000 - 14,000) \times 0.015] + [(80,000 - 30,000) \times 0.0175] + [(110,000 - 80,000) \times 0.035] = 175 + 240 + 875 + 1,050 = 2,340$$

という計算からあきらかなように、2,340 ドルの印紙税を支払うことになる。

20 万ドルの不動産の取得者に対する印紙税の実効税率は、NSW 2.75%, Victoria 4.1%, Queensland 2.8%, W. Australia 2.58%, S. Australia 3.42%, Tasmania 2.84%, N. Territory 2.80%, ACT 2.76% となっており、

Victoria で高い。

生まれてはじめてマイホームを取得する人に対しては、州毎にいろいろと印紙税負担を軽くする優遇措置がもうけられている。たとえば NSW では、⑦夫婦の所得の合算額が 48,000 ドル以下である、④取得する住宅価格がシドニー地区で 15 万ドル、その他の地区で 14 万 5 千ドル以下である、ということを経験条件として、印紙税を 5 年間にわたって無利子で分割払することが認められている。また、もし納税者が分割払を希望しないときは、税額を 30% 割引くことにしている。

なお NSW では、公営住宅入居者が現在居住している住宅の払下げを受けるときは、印紙税は免税となる。

株式、社債、公債等の有価証券の取引に対しても、すべての州で印紙税が課税されている。NSW では、証券市場を通じての売買に関しては、売手と買手の双方に印紙税が課され、他方証券市場を通じない取引に関しては、買手のみに印紙税が課税されている。前者の場合税率は 0.28% から 0.30% の間にあり、後者の場合、0.6% と定められている。

NSW では、有価証券の取引も不動産の取引同様、夫婦間の取引および相続による移動については非課税となっている。なお国債の取引に対しては印紙税は課税されない。

自動車の取引に関する印紙税は、自動車（新車と中古車の両方を含む）を取得した人に、その自動車の価格を課税標準として課税される。もっとも相続による取得と、家族間の所有権の移転は免税となる。税率は州によって異なり、次のようになっている。

NSW 2%, Victoria 2.5%, Queensland 2%, W. Australia 3%, S. Australia 3.8%, Tasmania 3%, N. Territory 2%, ACT 2%.

一般に金融機関税 (Financial Institutions Duty) と呼ばれる、金融機関の資金の受入に対する税も、印紙税の一種とみなされている。これは、金融機関に開設されている口座の残高の増加に対する税であり、税率は

NSW, Victoria, W. Australia および Tasmania で 0.06%, S. Australia で 0.1%, N. Territory で 0.025%, ACT で 0.08% となっている。なお Queensland ではこの税は課税されていない。もっとも一回の残高増加に対する税額には、N. Territory を除くすべての州で、1200 ドルという最高限度額がもうけられている。したがって NSW においては、一回の残高増加が 200 万ドルを超える金額、たとえば 500 万ドルであっても、それに対する税額は 1200 ドルである。

個人の預金口座に直接振り込まれた年金や失業保険等の社会保障支払に對しては、この金融機関税は課税されない。また宗教団体や慈善団体の預金口座の残高増も免税である。

この他、残高の変動が激しい短期金融市場のディーラーに対しては、税負担を軽くする優遇措置が設けられている。たとえば NSW では、日々の課税標準（預け入れ、借入れ、受取り小切手による入金等による残高増）の 1 ヶ月間の平均値に、0.005% の税率を適用し、その月間の税額を計算している。

この金融機関税は、実質的には預金者に対する税である。金融機関自身が各預金者毎の税額を毎月計算し州政府に納税しているが、その負担は大部分預金者に転嫁されているとみられている。

金融機関税は、1982 年に出されたオーストラリアの金融制度に関するキャンベル報告の勧告によって作られた税である。この税は、それ以前にあった、手形割引に対する印紙税、割賦販売手続に対する印紙税、抵当権の設定ならびに移転に対する印紙税、手形交換に関する印紙税等に代わる税として導入されたものである。

オーストラリアの州政府が徴収している印紙税には、以上の他にも、生命保険に対する印紙税、損害保険に対する印紙税、当座預金の引出しに対する印紙税、クレジットカードに対する印紙税、リース契約に対する印紙税、不動産の賃貸契約に対する印紙税、モーゲージに対する印紙税等がある。

る。

6 ギャンブル税

ギャンブル税としては、私設馬券売上税 (Bookmaker Turnover Tax), 公営馬券税 (Totalizator Tax), ポーカーマシーン税 (Poker Machine Tax), および宝くじ収入が主要なものである。

わが国では吞行為をふくめて、私人が馬券の胴元になることは禁じられている。しかしオーストラリアでは、私設の馬券屋が Bookmaker として存在することが許されている。この私設馬券屋に対しては、現在馬券の売上げを課税標準として馬券売上税が課税されている。税率は NSW, 1%, Victoria, 2.25% (都市地域) 1.75% (他方), Queensland, 2%, W. Australia, 2.25%, S. Australia, 0.47 ~ 2.67%, Tasmania, 0.8 ~ 2.5%, N. Territory, 1.55%, ACT, 1.25% となっている。私設馬券屋は、この売上税の他に営業免許税を支払う。その額は一つの州内においてもどこで営業するかで違っているが、年 30 ~ 300 ドル程度である。なお、最近オーストラリアでは、人々の人気は公営馬券の方に移っており、私設馬券の売上げは伸びなやんでいる。

公営馬券は Totalizor Agency Board (TAB) によって運営されている。この TAB の馬券売上げに対する税は、競馬場での売上げに対する税 (On-Course Totalizator Tax) と場外馬券売場における売上げに対する税 (Off-Course Totalizator Tax) とに別けられ、また馬券の種類ごとに異なる税率で課税されている。たとえば、NSW の都市の競馬場における Trifecta (1, 2, 3 着を予想する馬券か?) の場合、総税率は 17% で、うち 9.5% が一般会計の収入、7.0% が競馬を主催する Race club の収入、そして 0.5% が競馬場整備基金 (Race Course Development Fund) に入れられることになっている。馬券の総売上げからこれら税を引いた残りが、払い戻し金、賞金、

レース運営費等に向けられる。

ポーカーマシーン税は、NSW、Queensland および ACT で課税されている。NSW では、この税はポーカーマシーンからの利益に対して課税されている。税率は、10 万ドルまでの利益に対しては 1% であり、それを超える利益に対しては 22.5% となっている。なおポーカーマシーンを設置しているクラブが、慈善事業に寄付をしたとき、その金額の 1/3 を、この税から控除することが認められている。

NSW では、ポーカーマシーン税の収入は、以前は 100 万ドルを老令者住宅のために、そしてその残りは厚生省 (Department of Health) の支出のために使うよう定められていた。しかし現在は、一般会計の収入となっている。

宝くじは、Tasmania と ACT をのぞくすべての州で発行されている。もっとも Tasmania では Victoria の宝くじが売られており、その売上げに応じた収益が Victoria 州政府より Tasmania 州政府に配分されている。同様に ACT では NSW の宝くじが売られており、その売上げに見合う収益が、NSW 政府より ACT 政府に配分されている。NSW では、宝くじの売上げから、賞金、運営経費等の費用を控除した金額が一般会計に入れられている。一般会計に入れられる金額は、売上の大略 35% である。Victoria では、2 億ドルまでの売上げについてはその 35% が、2 億ドルから 6 億ドルの売上げについてはその 35.5% が、またそれを超える売上げについてはその 36% が一般会計に入れられるよう定められている。

なお Queensland では、宝くじに対しても 5% の印紙税 (最低 3 セント) が課税されている。また W. Australia では、売上げの 16% が病院事業へ、2% が芸術活動に、2% がスポーツ活動にそして 5% が慈善事業に向けられるよう定められている。この他、W. Australia では宝くじの収益はすべて病院事業に使われることになっている。そして N. Territory では、宝くじ収益の金額が青少年スポーツ・レクリエーション基金 (Youth

オーストラリアの州税制

Sports and Recreational Fund) に入れられるようになっている。

オーストラリアの州政府が課税しているギャンブル税には、以上の他にも、キーノー税 (Keno Tax; 次のゲームに出てくる数を予想する遊びに対する税)、カジノ税 (Casino Tax)、娯楽施設税 (Amusement Device Tax)、サッカー・フットボール賭税 (Soccer Football Pools Tax) 等がある。

7 フランチャイズ税

先にみたように、オーストラリアの州政府は、石油製品、タバコおよび酒類の販売を免許制にしており、これら商品を販売する業者は営業免許税 (Franchise License Tax) を課税されている。

まず石油製品の販売免許税からみることにしよう。この税は Queensland を除くすべての州で課税されている。この税は原則として石油製品の卸売業者に課税されており、小売業者は少額の定額税を支払うだけである。その金額は、NSW と Victoria で月額 10 ドル、W. Australia では零、S. Australia では年額 100 ドル、Tasmania と ACT で年額 50 ドル、N. Territory では年額 10 ドルに販売した量 1 l あたり 5 セントを加えた額、となっている。

卸売業者に対する税は、NSW では月額定額の 50 ドルに前期のガソリンの売上額の 15.5% とディーゼル燃料 (軽油) の売上額の 25.7% とを加えた額である。この税は毎月末毎に支払われている。なお、Queensland との境界地域では、地域間の販売競争を勘案して税率が引下げられている。NSW と W. Australia では、石油製品に対する販売免許税はすべて道路改良事業に用いられることになっている。なお W. Australia の卸売業者に対する税額は、毎月定額の 50 ドルに前月のガソリン販売量に 1 l あたり 5.67 セントの従量税率を適用した値と、前月のディーゼル燃料の販売量に 1 l あたり 7.45 セントの従量税率を適用した値とを加えた金額となっ

ている。

タバコの販売免許税も、原則として卸売業者に課税されることになっている。小売業者が課税されるのは、販売免許税を支払っていない卸売業者からタバコを仕入れたときだけである。

卸売業者が支払う税額は、NSW では月額定額の 10 ドルに、前月の販売額の 35% を加えた値である。また Victoria では、毎月の税額は、定額の 50 ドルに前月の販売額の 50% を加えた金額となっている。この税が一番安いのは Queensland であり、前月の販売額の 30% と定められている。

酒類の販売に対する営業免許税は、原則として小売業者に課税される。課税標準は前営業年度における酒類の仕入額であり、税率は NSW, Queensland および ACT で 10% であり、それ以外の州で 11% である。卸売業者も、従業員等酒類を販売する営業免許を受けていない人に販売したときは税を負担することになる。より具体的に云えば、NSW では、営業免許を受けていない人に対する販売額の 10% と 1000 ドルとを比較し、どちらか高い方の金額を税額として支払うことになっている。

(平成 4 年 1 月 30 日受理)